

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、行政不服審査法４２条２項の規定に基づき、次のとおり裁決に関する意見を提出する。

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成３１年３月２７日付けの「保護変更決定通知書」（以下「本件処分通知書」という。なお、同通知書においては、名宛人の表記を「〇〇」としている。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第３ 請求人の主張の要旨

保護基準引き下げに伴う本件処分によって、健康で文化的な最低限度の生活（憲法２５条）を下回る生活を余儀なくされた。よって本件処分は憲法２５条、法１条、３条に違反する。

法８条１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできないものを補う程度において行うものとする」とし、同条２項は、保護基準について、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情に考

慮した最低限度の生活を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならぬ」と定めている。

しかし今回の基準引き下げは、上記事情を考慮せず、かえって生活保護費全体の削減という至上命題のもと、同条2項の規定とは、かけ離れた統計データの恣意的抽出ないし分析を行ったものであり、失当である。

厚生労働大臣の裁量を逸脱した基準引き下げ告示による本件処分は、法1条、3条及び法8条1項、2項に違反する。

また、違法な告示に基づいて行われた本件処分は、保護を不利益に変更する「正当な理由」がないのであるから、法56条にも違反する。

したがって、本件処分は、取り消されるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年10月 9日	諮問
令和元年11月15日	審議（第39回第1部会）
令和元年12月16日	審議（第40回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基

準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしてされており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。なお、同条は、1項1号に「生活扶助」、3号に「住宅扶助」を掲げている。

(2) 法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

2 本件処分 of 適否について、以下に検討する。

(1) 保護基準によれば、冬季加算については、保護基準の別表第1の生活扶助基準において定められている「基準生活費」の項目で、〇〇内に居住する1人世帯の場合、11月から3月までの期間において、1月当たり2,580円の冬季加算額を計上することとされている（保護基準別表第1・第1章・1・(1)・ア「1級地」・(ア)「1級地－1」・第2類の表・地区別冬季加算額・「VI区」（東京都は、同(2)・イの表により、冬季加算における地区別（都道府県別）において、「VI区」の区分とされている。）。なお、請求人の世帯に対して適用される冬季加算に関する上記の保護基準の定めについては、前回改定による変更はない。）。)

したがって、処分庁は、保護基準に則り、本件処分により、平成31年4月1日以降の請求人に対する保護の実施において、同年3月まで計上されていた冬季加算2,580円について、これを削除したものと認められる。

(2) 処分庁は、都営住宅の管理を事業主体である東京都から受託し

ている東京都住宅供給公社により、請求人が居住する都営住宅の使用料が、平成31年4月分から19,000円となるとの情報を提供されたことが認められる。処分庁は、これに対応して、本件処分により、住宅扶助費を、前月までの19,100円から19,000円に変更したものと認められる。

(3) 処分庁は、上記(1)及び(2)のとおり、本件処分により、請求人に対する保護の変更を行ったものであるところ、その判断は法及び保護基準の定めにも則ったものであると認められ、違法・不当な点は何ら無いものである。

(4) なお、平成31年4月分の保護費のうち、生活扶助の項目の基準生活費の額78,830円は、冬季加算を削除した残余の部分であるが、この部分については、同年3月分から引き続いて計上されているものであって、本件処分による変更の対象ではない。しかしながら、この額の算定について違算がないか、念のため、一応検討しておくこととする。

このことについて、当該基準生活費の額78,830円は、平成30年10月変更処分による同月分の基準生活費と同一の額である。

保護基準が、個々の被保護世帯における基準生活費を算定する場合の要素として定める居住地の級地別、世帯構成別、世帯員の年齢別などの区分について、請求人の世帯においては、この間における変更はなく、この点に関する限り、保護基準の定めにも変更はなされていない。すなわち、上記基準生活費については、平成30年10月分として算定されたところを、平成31年4月分についても、継続しているものである（ただし、中途の一定期間に限定して冬季加算を計上している。）。そして、前回審査請求における審理手続において、平成30年10月変更処分による基準生活費は、適切に算定されていることが確認されているところであるから、本件審査請求における審理において、本件処分におけ

る基準生活費についても、当然に違算はないとすべきであって、当該結論を妨げる新たな理由は何らないものと認められる。

(5) ところで、本件処分通知書には、「保護を変更した理由」について、「基準改定等による。」と記載した部分がある。

これは、保護基準について、新たに平成31年3月29日厚生労働省告示第145号による改定（一部分を除いて同年4月1日から適用される。）がなされたことにより、処分庁が管内の被保護世帯に宛て発行した同年4月1日を変更年月日とする保護に係る処分通知書には、一般的に記載されているものと推測される。しかしながら、本件処分に関する限りは、当該改定を原因として、請求人が受けている保護に係る権利義務に消長を来した点を、特に見出すことはできない。

したがって、当該記載は、本件処分の理由として必要なものとはいえないから、むしろ本件処分通知書には余事記載があるということが出来るが、同記載は、本件処分の適否に影響を及ぼすものではなく、本件処分の効力を左右するような違法・不当な点を認めることはできないものと解せられる。

なお、本件処分通知書におけるその余の処分理由の記載は、概ね適切であるものと認められる。

3 請求人の主張（第3）について

請求人は、本件処分に取り消すべき理由があるとして、上記第3のように主張する。

同主張は、前回審査請求において、平成30年10月変更処分を取り消すべき事由として主張されたところと全く同一であるものと認められる。前回審査請求における請求人の主張は、要するに、保護基準における前回改定は、生活保護費全体の削減を目的として、厚生労働大臣の裁量を逸脱して不適切に行われた違法なものであるから、前回改定に則って行った平成30年10月変更処分は、憲法25条及び法の規定に違反したものであるというものである。この

ことに関して、本件審査請求において請求人は、前回改定が、かかる違法なものであるから、本件処分もまた、違憲又は違法の瑕疵があると主張しているものであると解せられる。

しかしながら、本件処分における保護の変更は、冬季加算をなすべき期間の終了と公営住宅使用料の改定とを原因とするものであって、これらの点に基づいて変更を行うべきことについては、保護基準の前回改定の内容による影響は何ら受けないものであると認められる。したがって、請求人の主張は、本件処分の取消理由としては的を射ないものであって、採用する余地はないものであるというほかはない。

なお、処分庁においては、今後理由の記載に当たって慎重な検討を行うことが望まれる。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、上記2及び3に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹